# 三条法人会だより

もっと、いい会社であるために。

平成27. 2. 1
第 33 号

公益社団法人
三条法人会
三条市須頃1-20
三条商工会議所会館5F
TEL (0256) 35-6350
FAX (0256) 32-9335
URL
http://www.sanjohojinkai.or.jp/
発行責任者
総務広報委員長 成田秀雄
（題字 顧問 宮原松雄）

## 「タイムカプセルの埋設式」～未来の自分への手紙～

新潟県と福島県とを結ぶ国道289号八十里越は、道が険しく一里が十里にも感じられる事から「八十里越」と名付けられました。現在工事中の国道289号八十里越は、平成元年に工事着手して現在7割の進捗をみており、早期開通に向けた機運が高まっています。

そこで、三条市と福島県只見町の児童86名が開通に向けた思いを込めたメッセージをタイムカプセルに入れて工事現場内に埋設しました。児童からは、実際に工事にあたっている方への感謝の気持ちや国道289号を車でお互いのまちに行きたい等の意見が多く出され、開通後の開封を今から心待ちにしています。

法人会
消費税期限内納付
推進運動実施中

# 迎　春　～2015年頭ご挨拶～

## 2015年の干支は、『乙未(きのとひつじ)』の年です。

公益社団法人三条法人会
会長　**馬　塲　信　彦**

2015年(平成27)の、新春のお慶びを申し上げます。さて、今年の干支は、32番目の組み合せで「乙未(きのとひつじ)」の年です。今年の干支は60年ぶりで、『金運が羊のように群れ集まる年』ですので、期待して頑張りましょう。

最初に昨年のことで恐縮ですが、日本漢字能力検定協会が全国から一般公募した、2014年(平成26)の世相を表す漢字として応募の一番多かった漢字に『**税**』が選ばれました。京都清水寺(きよみずでら)の森清範(せいはん)貫主の直筆により特大の和紙に、大筆で『**税**』が書かれました。森貫主が書かれる筆は、熊野筆(奈良県産)で、「白天尾(しろあまお)」、穂の長さ11.5㎝、直径4.5㎝、軸の長さ22㎝で、羊毛を巻いて固い毛も巻いてある特製の筆です。墨は、奈良県産、紙は福井県越前和紙が使われているそうです。

因みに2位は『熱』、3位は『嘘』、4位は『災』、5位は『雪』でした。実は、30位までありますが字数制限で省略させていただきます。前述のように、『税』が世相を表す漢字として選ばれたのは、消費税が5%から8%にアップしたことからと思います。

三条法人会では、先般、須田慎一郎先生を講師に迎えて、消費税の講演をお聞きした中で「4月から12月までの9か月間の3%で約6兆円の収入予定だそうであります。消費税として国庫へ入ってしまうので、世の中に還流していたお金が無くなることから不景気になるのだ」というお話でした。

なお、大蔵財務協会から発行の『知っておきたい消費税』を、青年部総会で資料として配布されましたが、「はしがき」に、「消費税は、平成元年4月に導入されて以来、本年4月で25年経過し、4月1日には17年ぶりとなる税率引き上げで8%となりました。平成26年度当初予算ベースでは、国税収入に占める消費税の割合は約30パーセントとなるなど、我が国の財政を支える上で極めて重要な税となっています。」と、紹介されていました。我が国の「平成26年度一般会計予算」の歳入総額は95兆8823億円です。税収だけの構成比順にすると、1位が消費税で15兆3,503億円、2位が所得税で14兆7,900億円、3位が法人税10兆180億円となっており、消費税の占める割合が断然トップとなっています。

いずれにしても、国民は世相を表す一文字漢字に『税』を選びました。年末の総選挙で安倍総理率いる自民党・公明党が勝利しましたが、泥縄式対策ではなく、政治とお金の問題は「公明正大に、堂々」となるようけりをつけていただき、「国民への信頼を回復して」いただかないと、不信感が広がり、『税』の課題は経済の腰折れとなるのではないかと思います。今年こそは、アベノミクスで、デフレの脱却と経済の再生がなされ、地方まで恩恵が行き渡る年になることを願いながら、新年の挨拶とします。

## 新年のご挨拶

三条税務署
署長　**鱒(もたい)　敏　朗**

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人三条法人会の皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、馬塲会長をはじめとする役員及び会員の皆様方には、公益社団法人として、各種説明会、租税教室等の租税啓発活動、社会貢献活動などさまざまな活動に意欲的かつ積極的に取り組まれ、地域社会及び会員企業の健全な発展に多大な貢献をされております。こうした皆様方のご熱心な取り組みに対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

私どもといたしましても、公益社団法人としての事業活動がより一層充実したものとなりますよう、これまで以上に法人会の皆様方との連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも税務の良き理解者としてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、税務を取り巻く環境は、少子・高齢化の急激な進行、経済社会の急速なグローバル化・ICT化などにより、大きく変化しております。

このような状況の下、消費税法の改正、相続税課税ベースの拡大及び社会保障・税番号制度の導入などについて、適切な広報、相談等に努めて、各制度の円滑な定着を図り、「納税者の自発的な納税義務の履行を適切かつ円滑に実現する」という国税庁の任務をしっかり果たすことにより、皆様からの税務行政に対する信頼と理解を更に揺るぎないものとしてまいりたいと考えておりますので、なお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

ところで、まもなく、平成26年分所得税の確定申告が始まりますが、会員企業役員等の皆様が、所得税や贈与税の申告をする際は、e−Taxを是非ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、社員・従業員の方が、医療費控除等で所得税の申告をする際は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし申告書を作成され、郵送又は税務署窓口へ提出されますようご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、この新しい年が公益社団法人三条法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご繁栄の年となりますよう心からご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 公益社団法人　三条法人会　正副会長会議・理事会の開催

平成２６年１２月１６日（火）、三条市旭町「二洲楼会議室」において、正副会長会議並びに理事会を開催しました。

議題は、議決事項として、第1号議案「各種諸規程等の制定について」の議案審議と報告事項として、第１４回法人会ゴルフ大会収支決算報告他各種事業の実施状況の報告と資料説明を行いました。

各種諸規程等の制定については、新定款に基づく詳細な規程の制定が必要なことから、地区会運営規則、委員会規則、青年部会規約、女性部会規約（案）についての提示があり、事務局より詳細説明の後、質疑を行ったが質疑なくいずれも原案どおり全会一致で承認されました。

報告事項については、第１４回法人会ゴルフ大会収支決算報告、合同納税表彰式法人会表彰関係者の報告、会員状況の報告、中小企業向け貸倒保証制度の導入について、福利厚生制度収入「3年１０億円増収計画」について等の状況説明を行いました。

会員状況の報告については、２６年度4月から１１月末までの８ケ月間で正会員の退会が１９社で新規加入が8社となり、差し引き１１社の減となる状況が報告された。退会の理由については、１９社の内１１社が解散、廃業、整理等法人そのものの消滅による理由が半数以上を占めているとの厳しい状況が報告された。

その後、福利厚生制度推進連絡協議会を開催し、大同生命保険株式会社他保険３社から、今後の各種保険制度の加入促進計画について詳細説明を受けた。

# ２６年度　法人会実務講座の開催

## 平成２７年度税制改正の解説 ～大幅に変わる中小企業税制のポイント～

（公社）三条法人会では、去る１２月５日（金）午後２時００分から、ジオ・ワールド・ビップにおいて、中央大学商学部教授の酒井克彦氏を講師に実務講座を開催した。

次年度、平成２７年度の税制改正は法人税率の引き下げと、減税分を穴埋めする別の企業向けの増税の方向等、法人税の内容が大きく変わると予測されることから、従来税制改正については内容が決定してから開催していた講座を前倒しで開催した。

講師は、元国税庁の職員で、国の税務大学校等でも教鞭をとる酒井克彦氏を招き、税制調査会の議論の状況を踏まえ改正の方向性についてズバリ解説を頂いた。

酒井教授は、法人税法改革の一つ目のポイントとして、国際競争力の観点について、「日本の法人税、地方税合わせていわゆる実行税率が高すぎて国際競争に勝てない構図になっており、生産拠点が国外に流出してしまうのではという問題が懸念されているとし、外国との税率の数値の違いを指摘。

二つ目のポイントの課税ベースの拡大では、繰越欠損金の控除や税金を納めている法人が全体の２６．１％で問題視されていること、減税等の租税特別措置をゼロベースで見直すことや外形標準課税の見直しが検討されていると説明。

全体的に、特別措置法の見直し、欠損金の繰越控除制度の見直し、減価償却制度の見直し、中小法人課税の見直し、地方法人課税等の見直し等の方向性について解説、相当踏み込んだ改正になるとの見通しで締めくくった。

# ～税制改正に関する提言書を地元国会議員・市長・議長へ提出～

三条法人会では、平成２７年度の税制改正の提言書を去る１１月２７日（木）、馬場会長、外山浩玲税制委員長と事務局で國定勇人市長、森山昭市議会議長を訪ね、直接提言書を手渡し、主旨を伝えると共に、地方税法の関係では固定資産税の負担軽減についても要望を行った。又、12月18日（木）菊田真紀子衆議院議員三条事務所を訪ね提言書を手渡し、併せて主旨を説明し要望を行いました。

提言書は、公益財団法人全国法人会総連合が全国の単位法人会の要望事項を県連単位で集約し、税制委員会で検討し取りまとめ、全法連の理事会の承認を経てまとめたものです。

## ～平成 27 年度税制改正スローガン～

○まだ道半ば。国･地方とも聖域なき行財政改革の推進を!

○厳しい経営実態を踏まえ、中小企業の活性化を図る税制を!

○法人の実効税率を20%台に引き下げ、軽減税率も15%の本則化とする見直しを!

○本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を!

### 平成27年度税制改正に関する提言（要約）

**＜基本的な課題＞**

**Ⅰ. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方**
- 1 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方
- 2 消費税引き上げに伴う対応措置
- 3 財政健全化に向けて
- 4 行政改革の徹底
- 5 共通番号制度について
- 6 今後の税制改革のあり方

**Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策**
- 1 法人税率の引き下げ
- 2 中小企業の活性化に資する税制措置
- 3 事業承継税制の拡充

**Ⅲ. 国と地方のあり方**

**Ⅳ. 震災復興**

**Ⅴ. その他**
- 1 納税環境の整備
- 2 租税教育の充実

**＜税目別の具体的課題＞**

**1 法人税関係**
- ⑴ 役員給与の損金算入の拡充

**2 所得税関係**
- ⑴ 所得税のあり方
- ⑵ 少子化対策

**3 相続税・贈与税関係**

**4 地方税関係**
- ⑴ 固定資産税の抜本的見直し
- ⑵ 事業所税の廃止
- ⑶ 超過課税
- ⑷ 法定外目的税

**5 その他**
- ⑴ 配当に対する二重課税の見直し
- ⑵ 電子申告

**＜個別法令・通達関係＞**

**Ⅰ. 法令関係**

1 法人税関係
- 1 無形減価償却資産
- 2 引当金の損金算入
- 3 電話加入権の損金算入
- 4 耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置
- 5 法人税の延納
- 6 申告書の提出期限

2 所得税関係
- 1 土地・建物等の損益通算
- 2 不動産所得の負債利子の損益通算
- 3 医療費控除
- 4 源泉納付
- 5 財産債務明細書

3 相続税・贈与税関係
- 1 保険金・死亡退職金の非課税限度額
- 2 相続財産からの控除
- 3 被相続人の保証債務の弁済
- 4 贈与税の配偶者控除

4 消費税関係
- 1 消費税の確定申告書の提出期限
- 2 消費税の届出書の提出期限

5 印紙税関係

6 地方税関係
- 1 固定資産税の免税点の大幅引き上げ等
- 2 法人事業税改正
- 3 個人住民税
- 4 欠損金繰戻し還付制度・延納制度
- 5 償却資産

**Ⅱ. 通達関係**

1 法人税関係
- 1 修繕費（認定範囲の改正等）
- 2 借地権（地代認定基準の引き下げ等）

2 相続税関係
- 1 取引相場のない株式の評価

# 合同納税表彰式

「税を考える週間」行事に開催されている恒例の合同納税表彰式が、11月12日（水）、ジオ・ワールドビップにおいて、多数のご来賓、関係者の出席のもとに開催されました。法人会関係者の受賞者をご紹介します。

## 三条税務署長表彰者（敬称略）

永年にわたり税務行政の円滑化と納税道義の高揚に多大な貢献をされ、会の健全な発展と税意識の普及に尽力された方々に三条税務署長より、表彰状が授与されました。

公益社団法人三条法人会
理事　**桑 原 榮 助**

## ★公益社団法人 三条法人会「優良経理担当者表彰」（順不同敬称略）

優良経理担当者に会長から表彰状並びに記念品が授与されました。

○三条地区会

| | |
|---|---|
| ㈱野崎プレス | 有本野誉枝 |
| ㈱コロナ | 大竹　真 |
| ㈱コロナ | 竹内　敦子 |
| ㈱コロナ | 鈴木　菜月 |
| 三条商工会議所 | 内山　睦代 |
| ㈱佐藤産業 | 村田　珠美 |

○加茂地区会

| | |
|---|---|
| 小柳建設㈱ | 中村　恭子 |
| 小柳建設㈱ | 小林絵里子 |

# 税に関する作文コンクール（公益社団法人会長賞）（敬称略）

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し、公益社団法人も後援している、「税に関する作文コンクール」の中学生の部優秀作品に法人会長賞が授与され、副賞と記念メダルが贈呈された。

中学生の部

加茂市立　若宮中学校　３年　　藤田　梨緒

題名　「大切な税金」

# 青年部会の活動

## 全国青年の集いに参加

青年部会では、去る11月21日（金）秋田市で開催された、第28回法人会全国青年の集いに参加、関東信越局連を代表して、加藤部会長が、租税教育活動のプレゼンテーションを行いました。「ともかくやってみよう」、楽しい税金教室、わかりやすい税金教室、親しみやすい税金教室等どうやったらいいのか、原点回帰のプレゼンを行い参加した他の青年部会員から多くの共感の言葉をいただきました。どちらかというと、多くの児童を集めパフォーマンス型の傾向になっている租税教室に対して一石を投じたプレゼンとなりました。来年開催される茨城大会のプレゼンテーションは全国の単位会の参考になる小中学生を対象としたベーシックな内容に絞ってエントリーを募ることに全法連で決定されました。三条法人会青年部会では次年度以降も青年部会員が直接講師となり租税教室を実施する学校を徐々に増やしていくこととしています。

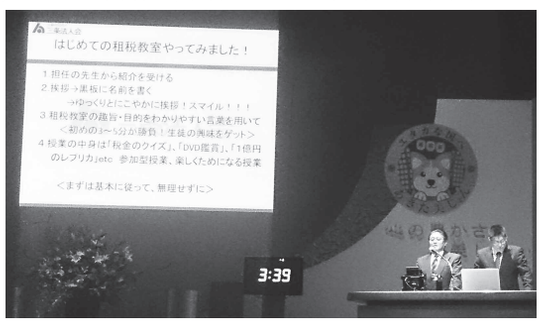

# 女性部会の活動

## 「セミナー＆やさしい税金教室」の開催

女性部会では、「税を考える週間」行事の一環として、毎年三条税務署長、署幹部の方々をお迎えし「やさしい税金教室」を開催しております。本年度も、11月19日（水）餞心亭おゝ乃で開催しました。

第1部は、人間行動科学研究所の本田昇所長より「人間行動科学を学ぶ」と題して、心と身体の健康について、さまざまな切り口から分析をいただくとともに、21世紀は気の時代～意識改革の重要性について示唆に富んだ話を聞くことができました。

第2部は、三条税務署長の簿（もたい） 敏郎氏より「税金よもやま話」と題し講和をいただきました。その後の座談会では、参加した部会員からの質問に対して丁寧な説明を受け、大変意義ある意見交換ができました。

地域社会貢献活動の一環として、去る12月10日加茂市の社会福祉法人加茂福祉会に高頭部会長、安武監事、事務局の3名でタオル760本を持参、金澤理事長に手渡した。加茂市内の関係施設に配布し有効に活用させていただきますと感謝の言葉をいただいた。

## 企業訪問

味の世界を探求する
くいどころ
里味
さとみ

代表取締役社長　高 頭 八 郎

**【会社の概要】**

- ●社　　名　株式会社　里味
- ●代 表 者　代表取締役社長　高頭　八郎
- ●住　　所　〒954-0076　見附市新幸町7番3号
  電話 0258-66-6681 FAX 0258-66-7533
- ●創　　業　1974年（昭和49年）10月27日
- ●設　　立　1984年（昭和59年）　7月21日
- ●資 本 金　3,000万円
- ●従業員数　400名（パート・アルバイト含む）
- ●事業内容　レストラン・チェーンの経営
- ●店 舗 数「くいどころ　里味」18店舗
- ●U R L　http://www.sato-mi.com/

## 社会正義に立脚した経営

私は正しい商いを行なうという志をもって、２９歳の若さで商売を始めました。だからわが社のマスコットキャラクターは勧善懲悪のシンボルである「水戸黄門」にいたしました。今の食品業界は、産地偽装、虚偽表示、消費期限切れ問題などごまかしが多く、そこには道徳心や倫理観の一片も感じられません。

私は「料理は素材で決まる」をモットーに、素材にこだわり、産地に直接赴き厳選された食材を吟味して仕入れています。例えばそば粉は北海道上川郡新得町産の玄そばを低温倉庫で保管してその日に使う分量だけを石臼で挽いています。ほかにも鰹節は鹿児島県枕崎産の血合い抜きの枯れ節など、こだわりにこだわった産地直送の厳選素材です。マヨネーズ・ソース類・ドレッシングなども既製品や食品添加物は一切使わず、一つひとつ丹念に手をかけてお客様に提供しています。

また、外食産業は労働集約型の典型的な職業で、お客様が鈴なりでも料理人や接客する社員が喜んで働いてくれないとこの商売は立ちゆかなくなります。だから、名ばかり管理職とかサービス残業問題で話題になっているブラック企業は許し難く、強い義憤を禁じえません。

縁あって私に人生を託してくれた社員に対して、雇用責任はもちろんのこと、物心ともに豊かにし、喜んで働ける環境を整えてあげるのが私の責務と考えております。

今日まで、いろいろな障害が立ち塞がっても逃げずに真正面から全身全霊で体当たりして解決してきました。このパワーを生み出す源泉は、社員とその家族のことを思う一念です。その結果、創業以来４０年間発展を続けることができました。私の社会正義に立脚した経営は間違いなかったと確信しております。

# 生きる ～健康法・趣味～

## 家づくりを通して「家族の笑顔と安心をつくる」

㈱システムウッド建築デザイン工房
代表取締役　小林弘幸 様

弊社は代々つづく大工工務店として、長年この三条の地で営業させて頂いております。

一見古くさく思えるかもしれませんが、これからも変えるつもりはありません。

その理由は、今も昔も家を造るのは職人、人の手で造る事に変わりは無いからです。

例え大手メーカーでも大手ビルダーでも、「家は、人の手で造る」からです。ネジも釘もしっかり施工するのはプレハブ住宅でも木造住宅でも同じです。

しかしながら、今の住宅需要をみたときには「昔ながらの職人技」よりも「建築デザイナーと造る家」というような機能的でデザイン性に優れた住宅に移行しました。

平成16年に社名を「小林建築」改め「㈱システムウッド建築デザイン工房」になり、大工工務店からビルダーへと業務内容を替え現在に至ります。

今までの「造る」から「売る」ということに考え方を変え「家=商品」として戦略を立て、会社経営をさせてもらっています。

弊社家づくりは「高性能デザイン住宅」として若い世代の方々をターゲットに、時には、全国でも住宅づくりでは最先端の北海道まで行き、実際の建物を視察し、地元の業者様と意見交換や勉強会にも出させて頂き、新潟の風土に合った高性能デザイン住宅をお客様にお住まい頂いております。

これからも、地域密着型の工務店を目指し、お客様に「笑顔・感動・安心」を与える家づくりをし、地域ナンバーワンの工務店を創っていきます。

## 「炭焼き職人の喜び」

いずみ税理士法人
代表社員　税理士　片山和郎 様

「あのー片山さんの自宅はどちらでしょうか?」と目の前にいる私に向かって問いかける方に「私ですってばー」と答えても最初はキョトンとしている。それもそうである、顔中、鼻毛まで炭で真っ黒な得体のしれない人物?が目の前に居るわけだから。旧栃尾市内でも私たちが炭焼きをしているだけになってしまった。県内でも販売を目的にした炭焼きは本当に少なくなってしまったのである。エジプトの古代遺跡などからも王の墓には炭を敷き詰めていたなどという炭の効能は理解できても、炭焼きの減少原因は、経済的に割に合わないからである。

山に行けばあんなに沢山のナラの木が有るのではないかとよく言われる。木があってもその後の処理にたいそうな時間が掛るのである。時々学校の地域体験学習作業の受け入れをするが、パーツでしか体験させられないもどかしさがある。「木を伐り倒す→1メートルに玉伐る→窯所まで運搬する→10㎝幅に割り込む→炭窯内立て掛け作業→窯の密閉作業→2日間の仮乾燥焚き付け→2日間の本火入れ（24時間火を落とされない為付きっきり）→ 4日間の蒸し焼き→窯出し→15㎝に揃え切→出荷」という作業工程が待っているのである。それでも生業としていた昭和30年代頃までは、燃料が炭だけであったことや、冬場の仕事として成り立ったことから職人も多くいたのであるが、今は私たちのように技術の伝承と趣味でやる人しかいなくなったのである。囲炉裏の炭が欲しい。飲食店のお客様に炭火で鮎を焼かせたい等それでも毎年必ず注文をくれる人がいるから有難い。私の家では年取り（年夜）の鮭は4時間かけて炭火焼きである。正月だけは普段アンティーク家具となっている火鉢に火を入れ鉄瓶をジンジンさせ手かざしでのんびり一日を過ごすことにしている。

普段、税法などという無機質な相手をしていると無性に、まったく勝ち負けのない別のことをしてみたいものである。

## 編集後記

皆様、新年おめでとうございます。

ここに三条法人会だより第33号をお届けいたします。ご高覧頂き、少しでも多くの方々に三条法人会についての情報を得ていただけたなら幸いです。

昨年は後半になって消費税増税先送り、衆議院選挙と大きな変化がありました。

また12月17日には品川－名古屋間を結ぶリニア中央新幹線の建設に着工と明るい話題もありました。

2015年、今年はどのような一年となるのでしょうか。この新しい年がわが国にとっても、また皆様にとっても良い年であることを心からお祈りして編集後記といたします。

（総務広報委員長　成田秀雄）

# 地方法人税が創設されました

平成26年3月31日に公布された「地方法人税法（平成26年法律第11号）」により地方法人税が創設されました。

これに伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式としていますので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

## 地方法人税の概要

### (1)　課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の各事業年度とされています。

### (2)　課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

（算式）

課税標準法人税額　＝　別表一(一)「4」欄　＋　別表一(一)「5」欄　＋　別表一(一)「7」欄　＋　別表一(一)「9」欄　＋　別表一(一)「10の外書」欄

### (3)　税額の計算

地方法人税の額は、課税標準法人税額に4.4％の税率を乗じた金額となります。

なお、法人税について外国税額控除の適用を受ける場合で、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、地方法人税についても外国税額控除の適用を受けることができます。

### (4)　確定申告

地方法人税確定申告書は、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

なお、課税標準法人税額がない場合であっても地方法人税確定申告書を提出する必要がありますので、この場合には、「基準法人税額」、「地方法人税額」及び「所得地方法人税額」の各欄に「0」と記載して提出してください。

（注1）　法人税の納税義務のない法人（例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行っていないものや国内源泉所得を有しない外国法人）や清算所得に対する法人税を課される平成22年9月30日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等については、地方法人税確定申告書を提出する必要はありません。

（注2）　法人税確定申告書の提出期限が延長されている場合には、地方法人税確定申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります。

### (5)　中間申告

平成27年10月1日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、地方法人税についても中間申告書を提出することになります。

平成26年9月
国　税　庁

## 三条税務署からのお知らせ

# 相続税の課税対象となる方の範囲が拡大されます!!

平成25年度税制改正により基礎控除の引下げを含めた相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される主な改正の内容は次のとおりです。

### 基礎控除の引下げ

遺産に係る基礎控除額が引き下げられ、相続税の課税対象となる方の範囲（相続税の課税ベース）が拡大されます。

【改正前】
5,000万円＋1,000万円×法定相続人数

↓

【改正後】
3,000万円＋　600万円×法定相続人数

〈例〉法定相続人が配偶者と子２人の場合
5,000万円＋1,000万円×３人 ＝ 8,000万円　⇒　3,000万円＋600万円×３人 ＝ 4,800万円

### 税率構造の見直し

最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

### 小規模宅地等の特例の見直し

特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。

### 税額控除の見直し

未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

### 事業承継税制の見直し（非上場株式等の納税猶予）

適用要件の緩和や手続の簡素化など制度の適用要件等が変わります。

※　相続税の改正内容の詳細及び平成27年1月1日以後の贈与に係る贈与税の改正につきましては国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

## 相続税の申告Q＆A

Q　どのような人が相続税の申告をする必要があるのでしょうか？

A　課税価格の合計額が基礎控除を超える場合、その財産を取得した各人は、相続税の申告をする必要があります。

Q　小規模宅地等の特例を適用することにより課税価格の合計額が基礎控除以下となる場合には、申告をする必要があるのでしょうか？

A　小規模宅地等の特例の適用前に課税価格の合計額が基礎控除を超える場合には、申告する必要があります。

Q　①養子（普通）がいる場合、②放棄した相続人がいる場合の法定相続人の計算方法は？

A　①被相続人に実子がいる場合は１人まで、被相続人に実子がいない場合は２人までを法定相続人の数として計算します。②放棄がなかったものとして法定相続人の数を計算します。

Q　相続税の申告書は、いつまでに提出するのでしょうか？

A　相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人が亡くなった日）の翌日から10か月以内に提出する必要があります。

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための

# 社会保障・税番号制度の概要

## 1　社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

具体的には、平成 28 年 1 月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始され、申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

## 2　個人番号及び法人番号について

平成27年10月から、個人番号及び法人番号が通知されます。

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に付番され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に付番・通知されます。

法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等に付番され、国税庁から通知されます。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

※ 法人番号の詳しい内容については、4ページをご覧ください。

## 3　個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者は、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合に、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を併せて行うことが必要となります。

※ 個人番号利用事務実施者が適当と認めるものなどによる本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。（http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm）

**本人確認を行うときに使用する書類の例**

1　個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
2　通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）

・　通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
・　個人番号カードとは、本人が市町村等に交付を申請し、通知カードと引き換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

表面（案）

裏面（案）

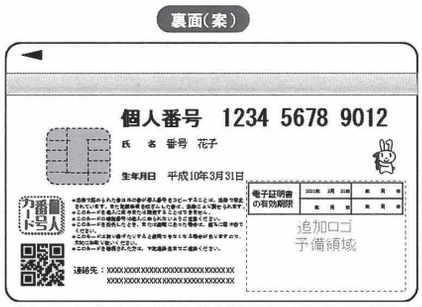


このパンフレットの内容は、平成26年11月末現在の法令に基づいて作成しています。

国税局・税務署

# 法定調書に関する事務での取扱い

## 1　社会保障・税番号制度導入後の主な変更点

### (1) 法定調書への個人番号又は法人番号の記載

法定調書提出義務者は、平成 28 年1月1日以降の支払に係る法定調書に、原則として支払を受けた方及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

### (2) 支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際の本人確認

法定調書提出義務者は、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際に、個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う必要があります。

### (3) 法定調書提出時の本人確認

法定調書提出義務者が個人事業主の場合は、法定調書を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示していただく必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付していただく必要があります。）。

## 2　社会保障・税番号制度導入後に提出する支払調書のイメージ

平成 28 年分　報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支払を受ける者 | 住所（居所）又は所在地 | 東京都千代田区霞が関〇丁目×番地△号 | |
| | 氏名又は名称 | 国税　太郎 | 個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 |

| 区分 | 細目 | 支払金額 | 源泉徴収税額 |
|---|---|---|---|
| 外交員報酬 | | 内 千 円 2 4 0 0 0 0 0 | 内 千 円 9 8 0 1 6 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

（摘要）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支払者 | 住所（居所）又は所在地 | 東京都千代田区大手町〇丁目△番地□号 | |
| | 氏名又は名称 | 国税商事株式会社 （電話）03-xxxx-xxxx | 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 |

整理欄　①　②

法定調書には、左図のように番号欄が追加されます。

また、法定調書とともに提出する法定調書合計表にも提出する方の個人番号又は法人番号の記載が必要になります。

※　「個人番号又は法人番号」欄に 12 桁の個人番号を記載する場合は、左側の1マスを空けて、右詰めで記載してください。

（注）　左図は掲載日現在のイメージであり、今後、税制改正その他の状況により変更される場合があります。

## 3　番号制度導入後の番号記載の猶予規定

平成 28 年1月1日以降の支払に係る法定調書には、支払を受ける方の個人番号又は法人番号の告知を受けてその番号を記載する必要がありますが、税法に告知義務のある一部の法定調書については、個人番号及び法人番号の告知について3年間の猶予規定が設けられており、その間告知を受けるまでは個人番号・法人番号を記載しなくてもよいことになっています。（例：特定口座年間取引報告書）

## 4　法定調書の様式などの公表予定

法定調書、法定調書の合計表の様式及び光ディスク等により提出する場合の標準規格等は、順次公表していく予定です。

なお、給与所得の源泉徴収票は、現行のA6サイズからA5サイズに変更になるほか、本人交付用の源泉徴収票に支払者の番号は記載しないこととなっています。

**～法定調書を提出される方で、一定の要件に該当する方は光ディスク等による提出が義務化されています～**

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が 1,000 枚以上である法定調書については、平成 26 年1月1日以降、光ディスク等又は e-Tax による提出が義務化されています。

詳しくは、国税庁ホームページの「申告・納税手続」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。

## 源泉所得税に関する事務での取扱い

### 1　源泉徴収義務者が税務署に提出する書類の主な変更点

**（1）申請書、届出書等への個人番号又は法人番号の記載**

源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以降に申請書、届出書等を税務署に提出する際に、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

**（2）申請書、届出書等提出時の本人確認**

源泉徴収義務者が個人事業主の場合は、申請書、届出書等を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示していただく必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付していただく必要があります。）。

### 2　源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点

**（1）「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」への個人番号又は法人番号の記載**

源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以降、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

**（2）「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける際の本人確認**

源泉徴収義務者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみです（控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。

源泉徴収義務者が提出を受ける書類のうち、受給者が個人番号を記載する書類は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のほか、例えば、以下のものがあります。

- 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
- 退職所得の受給に関する申告書
- 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

（注）これらの申告書についても、提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

## 特定個人情報の保護措置の必要性

番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

**個人番号の利用制限**

個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

（次ページにつづきます。）

**特定個人情報の提供制限等**

【個人番号の提供の要求、提供の求めの制限】

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者などは、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、本人などに対して個人番号の提供を求めることができますが、個人番号関係事務以外の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

例：事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなりますが、従業員等の営業成績管理等の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

例：従業員が出向により異動し、他の事業者が給与支払者になった場合、事業者間で個人番号の受け渡しをすることはできませんので、他の事業者は従業員本人から個人番号の提供を受けなければなりません。

【収集・保管制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

例：事業者の給与事務担当者として個人番号関係事務に従事する者が、その個人番号関係事務以外の目的で他の従業員等の特定個人情報をノートに書き写してはなりません。

## 法人番号について

### 1　法人番号の指定

国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体のほか、④これら以外の法人又は人格のない社団等で法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、法人番号を指定します。

また、上記以外の法人又は人格のない社団等でも一定の要件を満たす場合には、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

なお、法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等には指定されません。（個人事業者の方には、法人番号は指定されません。）

### 2　法人番号の通知

法人番号は、平成27年10月以降、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。

（注）設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続を行っていない場合には、変更前の本店所在地に通知書が送付されますのでご注意ください。

### 3　法人番号の公表

法人番号は、原則としてインターネット（法人番号の公表サイト）を通じて公表します。公表サイトでは、利用される方にとって使いやすいものとなるよう、公表する3情報（①名称、②所在地、③法人番号）の検索やデータダウンロードを可能とします。

## ◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

**社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ**

・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

・マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178（マイナンバー）
※ ナビダイヤルは通話料がかかります　平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

**国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報**

国税庁ホームページのトップページ下段の 社会保障・税番号制度 あなたにも、マイナンバー、はじまります。 をクリック
http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm
最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

# 法人会の自動車保険

AIU保険
Member of AIG

2013年 法人会のビジネスガードシリーズに
**自動車保険登場！**

AIU損害保険株式会社は、
法人会の福利厚生制度受託会社として、
企業経営者の皆さまにリスクソリューションを
提案して参ります。

●政府労災の上乗せ補償
**アットワーク ハイパー任意労災**

●労務における賠償リスクから企業を守る
**ハイパープロ**
（アットワークハイパー任意労災事業主相談費用等補償特約）

●病気入院の上乗せ補償
**ハイパーメディカル**
（アットワーク ハイパー任意労災メディカル特約）

●ご希望に合わせて設計できる火災保険（財物の補償）
**プロパティーガード＋地震対策プラン**

●企業の賠償リスクを包括的に補償
**企業賠償保険STARs（スターズ）**

●個人情報が漏洩した場合の賠償リスクを補償
**個人情報漏洩対策プラン**

●製品リコールに備えた保険
**生産物品質保険（CPI-Lite 2.0）**

●事業経営リスクを1つの保険で補償
**ニュービジネスパック**

お問合せ先

**AIU損害保険株式会社**
URL:http://www.aiu.co.jp

新潟支店
〒951-8068
新潟市中央区上大川前通六番町 1214-2 大同生命ビル 7 階
TEL.025-223-6231　FAX.025-228-7256
（受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで 土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。
「地震対策プラン」につきましては、一部お引受できない場合がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

＼新登場／
選ぶなら、がんの治療に
幅広く対応した
**がん保険。**

アフラックは
がん保険
契約件数 No.1
平成25年版「インシュアランス生命保険統計号」

はじめてダック

―法人会―
新 生きるための がん保険 Days

―法人会―
新 生きるための がん保険 レディース Days

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉
Aflac アフラック
（アメリカンファミリー生命保険会社）

新潟支社
〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代4-4-27 新潟テレコムビル4F
電話番号　025-243-0612
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。
募集文書番号：AF 法推 -2014-0044-1411527　9月9日

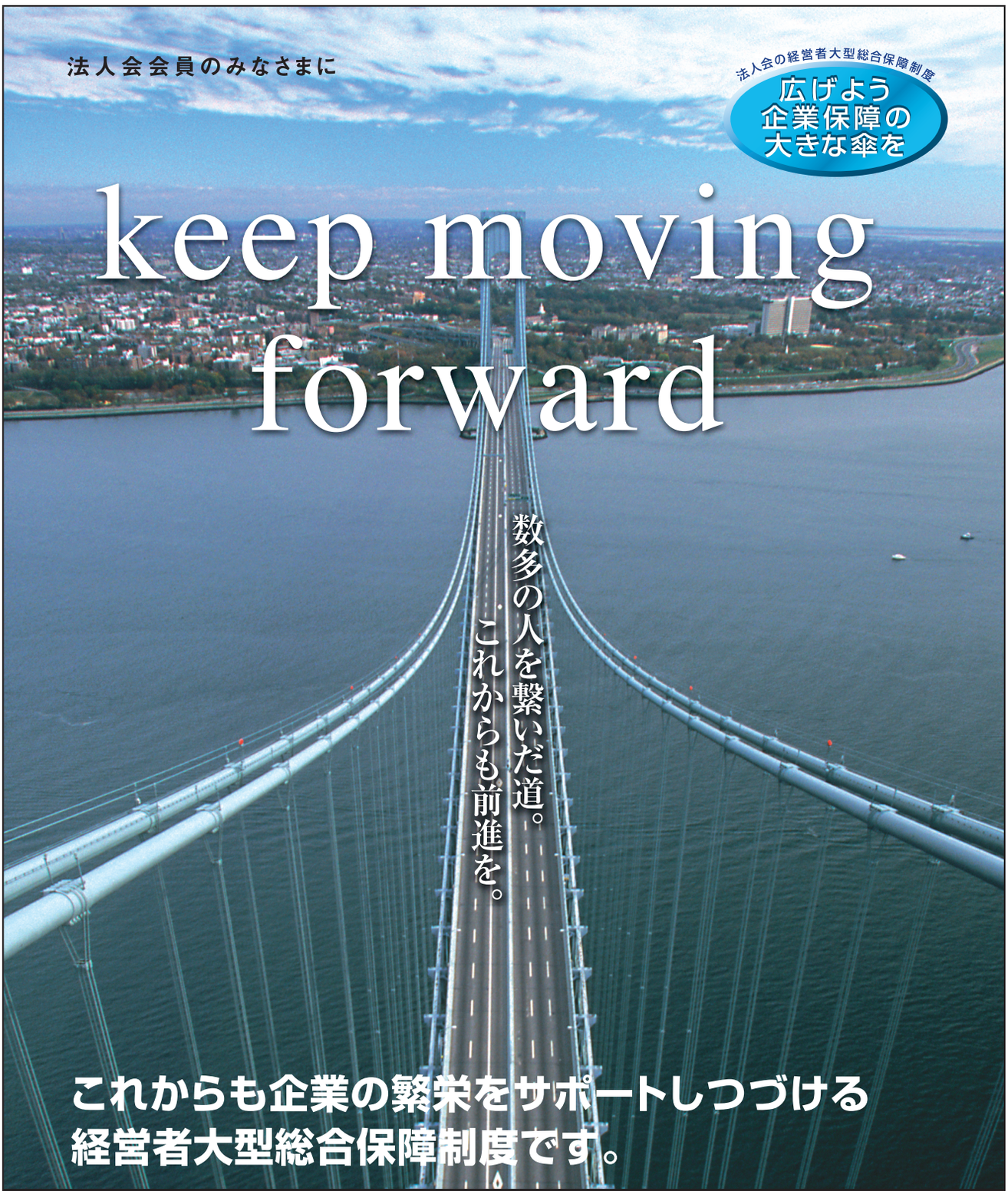


DAIDO 大同生命　AIU AIU保険会社

新潟支社 三条営業所/三条市林町2−1−24
TEL 0256−33−3045

新潟支店/新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214−2
(大同生命ビル7F) TEL 025−223−6231

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書(契約概要)・注意喚起情報・ご契約のしおり 約款を必ずごらんください。